

2013年4月1日

報道関係各位

一般社団法人日本少額短期保険協会
東京都中央区八丁堀三丁目12番8号
八丁堀SFビル2階
会長 榎本重秋

少額短期保険協会は支払時情報交換制度を創設します

一般社団法人日本少額短期保険協会（東京都中央区八丁堀 会長：榎本重秋）は、このたび「支払時情報交換制度」を創設し、本日より運用を開始しますので以下の通りお伝えします。

少額短期保険の加入件数は500万件が目前となっており、これまで以上にお客様に安心してご利用いただける保険制度であることが求められております。今回創設する「支払時情報交換制度」（以下、「本制度」といいます。）は、保険金の不正請求などのモラルリスク排除等を目的として、各社間で契約情報の照会を可能とする制度です。

本制度は、日本少額短期保険協会が運営者となり、本制度に参加する少額短期保険業者において、各社が保有する保険契約等に関する情報を共同利用し、保険金等の支払いの判断または保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的としております。

本制度の運営にあたっては、少額短期保険協会および、参加保険会社は、個人情報保護法をはじめとする関連法規を遵守し、契約者情報の取り扱いに対する管理を徹底してまいります。

本制度の詳細は日本少額短期保険協会ホームページ（<http://www.shougakutanki.jp>）に掲載しております。また、当ホームページにおいて、参加保険会社を随時お知らせしていきます。

日本少額短期保険協会は業界の発展に貢献することはもとより、これからも消費者に更なる安心を届けることができるよう、モラルリスクを排除するために様々な方策を行ってまいります。

<本件に関するお問い合わせ>

日本少額短期保険協会：杉本・手塚
TEL：03-6222-4422 FAX：03-3297-0755
E-mail：info@shougakutanki.org